

発議第4号

千葉市議会委員会条例の一部改正について

千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月19日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 中島 賢治

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中

「
第14条（招集）を第14条（招集）に改める。
第14条の2（出席の特例）」

第2条第2項第1号中「総務局、総合政策局」を「総合政策局、総務局」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により、当該委員会を招集する場所以外の場所から当該委員を委員会に参加させることができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定によりオンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第14条の2第2項の規定による許可を得て、委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第24条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に参加することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で参加する公述人については適用しない。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。

附 則

この条例は、令和6年第2回千葉県議会定例会招集の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員長が認めるときは、オンラインによる方法で委員を委員会に参加させることができるようにするなど所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。